

島根地方最低賃金審議会 第441回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年7月14日（月）午前10時00分から
2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
 労働者代表委員 出席5名 定数5名
 使用者代表委員 出席5名 定数5名
4 主要議題 ○第58期委員の紹介
 ○島根県最低賃金の改正諮問について
 ○専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の
 議決について
 ○運営小委員会の設置について
 ○公開と意見陳述について
 ○労働団体からの要請等について

【室長】 定刻となりましたので始めたいと思います。
本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
ただ今から、島根地方最低賃金審議会第441回会議を開会いたします。
本年第58期委員への就任をお願いしてから初めての本審議会ですので、
会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局において議事進行させて
いただきます。

最初に事務局員の紹介、委員の出席状況に関する報告、労働局長挨拶、
配布資料の確認を行いますのでよろしくお願ひいたします。

本年4月1日付けの人事異動で一部事務局職員の異動がございました。
それでは職員の紹介をさせていただきます。

資料確認と前後しますが、青色インデックスの資料ナンバー2をご覧ください。

労働局長は、岩見でございます。

【局長】 岩見でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【室長】 局長には後ほどご挨拶させていただきます。
労働基準部長は、河野でございます。

【部長】 河野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【室 長】 賃金室長は、わたくし渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。
賃金指導官の竹下は本日都合により欠席しております。
賃金係長は、曾田でございます。

【係 長】 曽田でございます。よろしくお願ひいたします。

【室 長】 以上5名で今年度の事務局を担当させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして委員の出席状況についてご報告します。

本日は、渡邊委員が現在お見えになりませんが、現在ご着席の状況で、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことをご報告します。

また、本日の会議及び議事録につきましては、前回の3月14日に開催した第440回本審において会長が、公開することについて、これを決定していることから、公開としております。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月3日から7月10日まで掲示いたしました結果、傍聴希望者があり、本日傍聴されておりますので、ご報告いたします。傍聴者の皆様方には傍聴にあたっての遵守事項に従っていただきますようお願いします。

また、報道機関の取材の方もお見えになつていて、併せてお知らせいたします。

【室 長】 それでは、労働局長の岩見がご挨拶いたします。

【局 長】 皆様、おはようございます。それでは、着座にて失礼いたします。
私から一言ご挨拶させていただきます。

本日はご多忙の折、ご参集賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、日頃から当局の行政運営には格別のご高配を賜っておりますことを併せて御礼申し上げます。

ご出席の委員の皆様方は第58期委員として本年5月1日付け及び7月7日付けにて、任命させていただいたところです。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の審議会では、令和7年度の島根県最低賃金の改定について諮問し、調査審議をお願いすることとしており、いよいよ本年度の最低賃金改定に向けた審議が始まるということでございます。

中央では先般、7月11日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して地域別最低賃金改定の目安についての諮問が行われております、今年度の審議は既にスタートしているというところでございます。

審議会委員の皆様方におかれましては、島根県における最低賃金を取り巻く諸事情を総合的にご勘案いただきまして、ご審議賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、私からの開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【係長】 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日は、会議次第の1枚ものと、会議資料として青いインデックスのナンバー1からナンバー10を綴じたものをお配りしています。

資料ナンバー1が第58期島根地方最低賃金審議会委員名簿、ナンバー2が令和7年度審議会事務局体制、ナンバー3は最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋、ナンバー4が島根地方最低賃金審議会運営規程、ナンバー5が島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程、ナンバー6が島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領、ナンバー7が最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請の写し、ナンバー8が最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明写し、ナンバー9が令和6年度島根地方最低賃金審議会等開催状況、ナンバー10が令和7年度答申日別最短効力発生予定日一覧表となっております。

以上が資料その1のナンバー1からナンバー10までとなります。

また、資料その2といたしまして、水色のファイルがございます。こちらの目次をご覧ください。赤インデックスのナンバー1からナンバー18までを綴じた、賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係等の資料をとりまとめたものをお配りしております。

そのほかに机上資料として、参考資料と記載がありますが、令和7年6月13日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2025、こちらの抜粋、それから新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版こちらも関係部分の抜粋、また、本省から情報提供を受けております中央最低賃金審議会第1回目安小委員会資料の足下の経済状況等に関する補足資料。また、最低賃金に関する調査研究、企業倒産に関する資料一枚もの、この5つをお配りしております。ご確認をいただけたらと思います。

このほか労使代表の委員の皆様には、令和7年度版の最低賃金決定要覧という冊子をお配りしておりますので、どうぞ今後の審議にお役立ていただければと思います。

以上が本日お配りしております資料となります。

それでは続きまして、次第の2番目の第58期委員につきまして、事務局からご紹介させていただきます。

【室長】 それでは、第58期島根地方最低賃金審議会委員の皆様方をご紹介させていただきます。お手元にお配りした「資料その1」の青色インデックス、資料ナンバー1の名簿に従いまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の順に50音順でご紹介いたします。

はじめに公益代表委員は、元株式会社山陰中央新報社専務取締役の小田川真一委員。

元出雲市立斐川図書館館長の上代真弓委員、新任になります。

島根大学法文学部准教授の藤本晴久委員。

公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所長の松本洋子委員。

元NHK松江放送局副局長森山卓三委員、以上5名でございます。

次に労働者代表委員は、JAM山陰女性協議会Witch山陰特別幹事の飯塚祐子委員。

UAゼンセン島根県支部長の石川昌平委員、新任になります。

日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長の景山誠委員。

【景山委員】 よろしくお願ひします。

【室長】 電機連合山陰地方協議会島根地域協議会副議長の鐘撞淳一委員、新任になります。

【鐘撞委員】 よろしくお願ひします。

【室長】 一畑電鉄労働組合一畑電鉄支部書記長の久保田恭佳委員。

【久保田委員】 よろしくお願ひします。

【室長】 以上5名でございます。

次に使用者代表委員は、松江商工会議所常務理事の金井寿彦委員。

【金井委員】 よろしくお願ひします。

【室長】 協同組合島根県鐵工会専務理事の多野美和委員。

【多野委員】 よろしくお願ひします。

【室 長】 一般社団法人島根県経営者協会事務局長の橋本浩一委員、新任になります。

【橋本委員】 よろしくお願ひします。

【室 長】 株式会社フクダ代表取締役副社長の福田佳典委員。

【福田委員】 よろしくお願ひします。

【室 長】 有限会社高浜印刷専務取締役の渡邊澄子委員。

【渡邊委員】 よろしくお願ひします。

【室 長】 以上5名でございます。

委員の皆様方には、令和9年4月末までの任期2年間、審議会の円滑な運営等ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

なお、資料ナンバー1の名簿につきましては、審議会資料としてホームページへ掲載することとなりますので、ご承知おきください。

【係 長】 それでは続きまして、会議次第の3番目、会長及び会長代理の選出に移ります。

【室 長】 会長及び会長代理の選出については最低賃金法第24条第2項の規定により、公益委員を代表する委員のうちから委員を選挙することとなっております。島根におきましては委員からの推薦をいただいているところですが、どなたか推薦をお願いできますでしょうか。

【景山委員】 それでは今年度は労働者側から推薦させていただきたいと思っております。会長には藤本委員に、会長代理には松本委員にお願いしたく議論させていただきます。

【賃金室長】 ただいま景山委員より会長に藤本委員、会長代理に松本委員とのご発言がありました。委員の皆様異議はございませんか。

(「異議なし。」)

【賃金室長】 ありがとうございました。会長には藤本委員。会長代理には松本委員が選出されましたことを報告します。

それでは会長の藤本委員、会長代理の松本委員よろしくお願ひいたします。

藤本会長に、代表してご挨拶をいただき、以降の会議の進行をお願いいたします。

【会長】 会長になりました藤本です。よろしくお願ひいたします。

引き続き最低賃金を取りまく情勢は厳しく、労使双方にとっていろいろなご意見があろうかと思います。しかし、島根にふさわしい、島根らしい最低賃金を目指し、今年度も真摯な議論をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

【会長】 続きまして、会議次第の3番目になります。

島根県最低賃金の改正諮問をよろしくお願ひします。

【室長】 ただいまから、労働局長が島根県最低賃金の改正諮問を行います。

それではよろしくお願ひいたします。

【局長】 島労発基 0714 第1号、令和7年7月14日島根地方最低審議会会長藤本晴久殿。島根労働局長岩見浩文。島根県最低賃金の改正決定について（諮問）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

よろしくお願ひします。

【会長】 ただいま、労働局長から審議会へ諮問をいただきました。

今年もこれから島根県最低賃金の調査審議が始まりますが、何か、諮問に対して、ご質問はありませんか。

（「ありません。」）

【会長】 続きまして、会議次第の4の1、専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について、事務局から説明をお願いしま

す。

【室 長】 それでは、改正決定の審議にあたって、専門部会委員の任命予定についての説明と、この審議会で議決をお願いしたい2つの案についての説明をさせていただきます。

まず、専門部会の設置などについて説明します。

資料ナンバー3に最低賃金法と最低賃金審議会令の抜粋を付けておりますのでご覧ください。

最低賃金の改正諮問があった場合には、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門の事項を審議するため、専門部会を置かねばならないと規定されておりまして、また、同条第3項及び審議会令第6条第1項で、専門部会を組織する委員は、公労使各同数の9名以内で組織すると規定されております。

島根地方最低賃金審議会においては、これまで公労使各3名の9名により専門部会を組織しております。後ほど御審議願います。

その専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、本日7月14日付で島根労働局一般公示を行い、7月29日火曜日を締め切りとして関係者からの推薦を求め、その後、速やかに任命したいと考えております。

また、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を選任し、任命する予定であります。

今回の諮問に伴い、同じく本日7月14日付けで、最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見を求める公示を、7月29日火曜日まで行うこととしておりますので、併せてお知らせいたします。

次に本審議会で審議のうえ議決をお願いしたい2点についてご説明いたします。

1点目ですが、まず、審議会令第6条第5項によりますと、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とするとができると規定されておりまして、本審議会でこの議決をいただきますと、専門部会の決議後に、改めて審議会で決議する必要がなくなるということになります。

2点目といたしましては、審議会令の第6条第7項の取り扱いでございますが、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、とあります。

審議会令第6条第5項と同様に、本日その旨の議決をいただければ、専門部会終了後に改めて審議会で廃止の議決をする必要がなくなります。

以上、専門部会の定員を9名とするご審議が1点、それと事前に審議決

定いただきたい事項として審議会令第6条第5項及び第6条第7項の関係、2点を提案させていただきました。ご審議をよろしくお願ひいたします。

【会長】 ただいま事務局の説明がございましたが、何かご意見や質問はありますでしょうか。

(「ありません。」)

【会長】 専門部会は公労使各3名で定員9名とし、審議会令第6条関係の2点については、あらかじめ議決しておいてよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【会長】 それでは、専門部会は9名の委員とすること、審議会令第6条第5項の最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすること及び第7項の最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止すること、の適用について、いずれも決定させていただきます。

【会長】 続きまして、会議次第の4の2、運営小委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

【室長】 運営小委員会の設置についてご説明します。資料ナンバー4をご覧下さい。

島根地方最低賃金審議会運営規程第3条で、「会長は審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定されており、今年度においても、運営小委員会を設置しておきたいと考えております。

必要な案件が発生した時に迅速に対応するという意味合いで設置を諮るものであり、当局の場合は、毎年特定最低賃金の改正の必要性を検討する際に開催しています。

運営小委員会の設置につきましてご審議をお願いします。

【会長】 ただ今事務局の説明がありました、運営小委員会の設置につきまして、ご意見等、何がありますか。例年どおり運営小委員会を設置するということで、異議はございませんか。

(「ありません。」)

【会長】 それでは事務局より運営小委員会設置の手続き等の説明をお願いします。

【室長】 引き続き資料ナンバー5の島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程をご覧ください。

第2条の規定により、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各2名及び審議会の会長及び会長代理をもって構成する、となっておりますので、公益は会長と会長代理となりますが、労働者側と使用者側にはそれぞれ2名の指名をお願いしたいと思います。

【会長】 労使各側から2名の委員を指名することとなります、いかがでしょうか、労働者側、使用者側の方は。

【景山委員】 はい、景山です。では労働者側は石川委員と景山、二名でお願いします。

【会長】 はい。それでは使用者側は。

【橋本委員】 使用者側委員は多野委員と私、橋本、二名でお願いいたします。

【会長】 それでは確認させていただきますが、運営小委員会の委員は、公益側は、会長と会長代理となっていますので、私と松本委員、労働者側は、景山委員と石川委員、使用者側は、橋本委員と多野委員ということで指名させていただきますので、よろしくお願いします。

【会長】 続きまして、会議次第の4の3、公開と意見陳述について、事務局から説明をお願いします。

【室長】 資料ナンバー4の島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項では会議は原則として公開とするとされ、また、同じく運営規程但し書きでは、ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長あるいは部会長は、会議を非公開にすることができます、とされております。

本会は第58期委員として初めての審議会であることから改めて島根の公開の状況を確認いたしますと、採決の場を除き、原則として公開とする、とされております。また、非公開部分を除き議事録公開、採決は議事要旨

を公開するということにいたします。

以上が島根の公開の状況でございます。

続きまして、審議会の開催にあたっての意見陳述への対応について説明します。

最低賃金法第25条第6項では、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする、とされ、島根地方最低賃金審議会運営規程第5条第3項と、専門部会運営規程第4条第3項に、会長（部会長）が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる、とされています。

毎年、改正諮問に伴う関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示に対する意見書提出、そして県最賃額改正決定に関する公示に対し異議の申出があり、目安伝達の本審及び異議審において意見陳述が行われています。

今年も目安伝達本審及び異議審での意見陳述を、各労働団体が希望されるものと思われますが、意見陳述の実施についてのご協議をお願いします。

【会長】 事務局から意見陳述について話がありました。皆様のご意見をお願いしたいと思います。

【景山委員】 今ほど説明がありましたように、例年通り、意見をいただくということでいいかと思っております。今日の状況を見ましても、非常に注目を浴びている県の最低賃金ということは自負しておりますので、様々な意見を賜った上で、本審議会としても慎重に審議できればというふうに思っております。

【会長】 昨年も目安伝達本審と異議審において意見陳述を受けていましたが、今年度も希望があればそれぞれ意見陳述を受けてもいいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【会長】 それでは、このような方向で行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【会長】 続きまして、会議次第の5、労働団体からの要請等についてですが、先般、島根労働局長あてに全労連中国ブロック協議会及び島根労連から要請があったようですので、事務局からこの要請について報告をお願いします。

【室 長】 島根県労働組合総連合、島根労連などからの要請が資料ナンバー7のとおり6月19日にありました。

労働局長あての要請ですが、要請項目1、直ちに時給1,500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること、要請項目2、すべての働く人へ人間らしい生活を保障し、格差を是正するために最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制を実現すること、及び要請項目6の地方最低賃金審議会開催に当たって以下について状況を示していただき改善を行うことへの対応については、厚生労働省本省に報告するだけではなく、島根地方最低賃金審議会へも本要請のあったこと等を伝える旨の回答を行っております。

皆様の方で今一度、本要請文をご確認ください。

要請に対するご意見があれば、その意見を付し本省へ報告することとなりますし、特段なければ本審議会へ報告した事実のみを本省報告することとなります。

また、労働団体からの要請ではございませんが、資料ナンバー8を御覧下さい。島根県弁護士会から、5月27日付けの最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明が届いております。

声明の要旨は、島根地方最低賃金審議会は、島根県の地域別最低賃金の大幅な引き上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきであるとする意見の表明でございます。

表明に対して審議会の回答は必要ありませんが、表明に対するご意見があれば、その意見を付して本省へ報告することとなりますし、特段なければ本審議会へ報告した事実を本省報告することとなります。

それでは労働団体からの要請及び弁護士会の声明について、取扱い等を御審議願います。

【会 長】 ただいま事務局から説明がありましたが、労働団体からの要請並びに弁護士会の声明について、意見があれば、それも厚生労働省に伝えていただくことになりますし、特になければ、審議会は要請並びに声明の報告を受けたという事実のみを厚生労働省に伝えることになります。

要請並びに声明について、何か、ご意見はありますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、事務局は審議会へ報告した事実を厚生労働省に伝えて下さい。会議次第の6番目の「その他」ですが、委員の皆様、何かありますか。

(「ありません。」)

【会長】 事務局から何かありますか。

【室長】 はい。それでは、事務局からの伝達事項 1 番目です。

昨年の島根県最低賃金審議会の答申文における附帯決議がございました。

この附帯決議では、第 4 項目においてフィードバックをお願いしたいとのことでございました。

そこで、事務局において内容を精査し、関係する法律が広範囲であることから本省へ報告の上、調整した結果、次のとおり回答がありましたので、ここでフィードバックを行いたいと思います。

第 1 項目目です。社会保険料負担を企業規模に応じた累進制に変更の上、中小零細企業の負担を減免願いたい。

こちらにつきましては、内容が社会保険に係る法制度の変更に関する決議であります。

まずは事務局にて検討の上、本省へこのような決議が出されているとの報告を行っており、『要望は承る』との本省からの回答をいただいております。

続いて 2 項目目でございます。中小企業の最低賃金引上げに伴い、1 年間の最低賃金引上げに見合う増加運転資金の助成金・補助金を創設願いたい、という決議でございます。

こちらにつきましては、内容が「支援制度」の創設に係るものであります。今年度はこれまでの国の賃上げ支援に係る各種助成金の中身をそれぞれ拡充しております。生産性向上や正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じて、労働市場全体の賃上げを支援するための賃上げ支援助成金パッケージを策定しております。

本省へ本決議の報告を行っておりますが、本省としても当該拡充も含め、引き続き中小企業・小規模事業者が最低賃金への対応を含め、賃金を引き上げられる環境整備に努めてゆくということでございました。

それでは最後の 3 項目目でございます。島根地方最低賃金審議会の審議を鑑み、全国規模、47 都道府県公労使委員の代表参加で地方最低賃金審議会の在り方検討会を開催されたい。

こちらの決議につきましては、全国規模での会議の企画に関するものであるため、本省へ報告したところ、具体的な提示はないものの、要望は承ったとの回答を得ております。

附帯決議のフィードバックは以上とさせていただきます。

次に伝達事項の2番目でございます。特定最低賃金、産業別の最低賃金についてでございます。

今年度も7月末までには申出が行われることと思います。

その申出がありましたら、運営小委員会を例年どおり開催したいと思いますが、今後の開催日程については、審議会終了後に、確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【会長】 この点については、特に審議などはないので、以上の報告ということになります。

他に何か委員の皆様からありますでしょうか。

最後にちょっと、先ほどの説明、専門部会の7月14日付けの公示で、7月28日月曜日締め切りという風な話ですが、説明の中で29日って言われたかもしれません、聞き間違いだったら申し訳ありませんけれども、そこを確認させてください。

【室長】 7月29日の締め切りです。

【会長】 29日の締め切りということは、火曜日ですね。

【室長】 はい。

【会長】 ありがとうございました。それでは、次回の本審は、目安の伝達と、改正諮問に関する関係労使の意見が提出されれば意見陳述とその審議、この2つが主な内容となります。本審議会は公開とします。なお、議事録も公開となりますのでご承知おきください。

以上をもちまして、本日の会議はこれで終了となります。ありがとうございました。